

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、木更津市社会福祉協議会の役員及び評議員並びに委員会の委員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに旅費の支給について、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 報酬の額は、別表1のとおりとする。

2 月の途中で就任又は退任した場合の当該月の報酬は、次のとおりとする。ただし、この場合において10円未満の端数を生じたときは、四捨五入する。

就任又は退任の日	月の途中で就任した場合の報酬の支給割合	月の途中で退任した場合の報酬の支給割合
1日から9日まで	3分の2	3分の1
10日から20日まで	2分の1	2分の1
21日から月末まで	3分の1	3分の2

3 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その日前において、支給日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする。

4 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

(費用弁償)

第3条 役員等が会長等の招集する会議に出席したとき、又は会務のために旅行したときは、別表2に掲げる費用弁償を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、行政職員が当該機関の職務にあたる場合は、費用弁償を支給しない。

3 報酬が支給される役員については、費用弁償を支給しない。

(旅費)

第4条 役員等が会長の命により会務のために旅行したときは、別表3に掲げる旅費を支給する。

(特例)

第5条 前条の場合において、役員等が公用車を使用したときは、鉄道運賃及び車賃は支給しない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し、なお必要な事項並びにこの規程に定めない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 役員等の旅費及び費用弁償規程(昭和59年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(第1条・第2条・第3条・第4条)

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。(第2条)

附 則

この規程は、平成18年8月8日から施行する。(第3条)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(第3条)

附 則

この規程は、平成29年10月13日から施行する。(第3条)

別表1 (第2条)

区 分	金 額
会 長	月額 50,000円

別表2 (第3条)

区 分	費用弁償額
役 員	日額 1,500円
評 議 員	日額 1,500円
各委員会委員等	日額 1,500円

別表3 (第4条)

区 分	鉄道賃	車 賃	宿泊料 (1夜につき)
役 員	実 費	実 費	13,100円
評 議 員	実 費	実 費	13,100円
各委員会委員等	実 費	実 費	13,100円